

KOBE ART CREW(神戸アートクルー)に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「KOBE ART CREW (神戸アートクルー)」に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本チームの名称を「KOBE ART CREW (神戸アートクルー)」とする。

(登録申込み資格)

第3条 登録申込みできる者は、「港都KOBE芸術祭」に関心を持ち、運営・広報活動等に携わっていただける方とする。

なお、申込者が18歳未満の場合、保護者の同意を必要とする。

(活動の内容)

第4条 「KOBE ART CREW (神戸アートクルー)」は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 「港都KOBE芸術祭」への出展作家との交流活動に関する事
- (2) 「港都KOBE芸術祭」の広報活動に関する事
- (3) 「港都KOBE芸術祭」のイベント等の運営補助に関する事
- (4) 「港都KOBE芸術祭」に関連するイベントで事前に必要事項を港都KOBE芸術祭実行委員会に報告し、承認を得たもの
- (5) その他、港都KOBE芸術祭実行委員会が必要と認めた事業

(登録申込み方法)

第5条 「KOBE ART CREW (神戸アートクルー)」への登録希望者は登録申請書に必要事項を記入の上、メールもしくはFAX、郵送にて港都KOBE芸術祭実行委員会に提出するものとする。ただし、必要事項が記入されていない場合には不受理とする。

(登録期間)

第6条 登録の有効期間は登録申請書受理後、港都KOBE芸術祭実行委員会が解散するまでとする。

(登録の抹消)

第7条 港都KOBE芸術祭実行委員会は、次のような場合、登録期間中であっても登録を抹消することができる。

- (1) 本人から退会の申し出があった場合
- (2) 来場者もしくは他の登録者等に対して迷惑となる言動・行為があった場合
- (3) 政治活動や宗教活動などの場として港都KOBE芸術祭及び関連事業等を利用した場合
- (4) その他事務局が不適切と判断する行為を行った場合

(事務局)

第8条 「KOBE ART CREW（神戸アートクルー）」の活動の事務を処理するため、港都KOBE芸術祭実行委員会事務局内(神戸市中央区加納町6-5-1)に「KOBE ART CREW（神戸アートクルー）」事務局を置く。

(事務局の責任範囲及び免責)

第9条 「KOBE ART CREW（神戸アートクルー）」の活動は、登録者の自己責任で行うものとする。

2 「KOBE ART CREW（神戸アートクルー）」事務局は第4条各号に掲げる活動に対して、ボランティア保険に加入するものとする。

3 「KOBE ART CREW（神戸アートクルー）」の活動の参加に関連して、本人の故意または過失により他の登録者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または本人が他の登録者もしくは第三者と紛争を生じた場合、「KOBE ART CREW（神戸アートクルー）」事務局は一切責任を負わないものとし、自己の費用と責任で損害を賠償、もしくは紛争を解決し、「KOBE ART CREW（神戸アートクルー）」事務局に損害・負担を与えないよう、適切な措置を講じなければならない。

(個人情報)

第10条 「KOBE ART CREW（神戸アートクルー）」事務局は登録のあった個人情報は適切に管理し、目的外使用または不正に第三者に開示・提供してはならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は港都KOBE芸術祭実行委員会事務局長が別に定めるものとする。

【港都KOBE芸術祭実行委員会事務局】

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館17階（市民参画推進局文化交流課内）

TEL:078-322-6490/FAX:078-322-6136/E-mail: bunkasousei@office.city.kobe.lg.jp

港都KOBE芸術祭公式ホームページ (<http://www.kobe-artfes.jp/>)

附 則

この規程は、平成29年1月31日より施行する。

附 則

この規定は、平成29年5月31日より施行する。